

令和6年2月19日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 山 下 修

一 般 質 問 に つ い て

令和6年2月菊川市議会定例会において、次の質問をする予定であるため、あらかじめ通知します。

質 問 者 ： 織 部 光 男	
質問事項1：医師の働き方改革と今後の地域医療	
【質問要旨】 医師の働き方改革は、今年2024年4月から施行されます。2019年から一般職種から始まり5年の猶予期間を経て医師の働き方改革です。仕事の内容で何より難しい医学界であり、医療の特殊性が一般の市民の方には理解されにくいのが解決を阻んでいます。加えて国策の遅れと医療業界の慣習と文化の違いも改革が進まない要因かと思います。最初に我が国の医療は、医師の自己犠牲的長時間労働により支えられていて危機的な状況である事を認識する必要があります。次に医師全体の全国時間外勤務の実態を知って頂きたいと思います。厚生労働省の調査では2019年（令和元年）では年960時間以上の勤務医の超過勤務は38%。2022年（令和4年）では21%で、5人に1人が過労死ラインです。この年の5月、神戸市の医療センターで働く医師26歳の高島さんは過労自殺の悲劇で亡くなりました。4月の時間外勤務は207時間以上ありました。高島医師の母親の淳子さんは「過労死や過労自殺は組織マネジメントの欠如による人災だ」と公言しています。菊川市でこのようなことを絶対に起こしてはなりません。そのためにもこの改革を成し遂げなければならないと考えております。医師の長時間労働の弊害は医療事故のリスクを高めます。ある機関の2012年の調査では77%の医師がヒヤリハットの体験をしています。 事故になる前に長時間勤務を解消しなければなりません。次の弊害は医師自身の健康面です。日本医師会の2021年の調査によると主観的健康（健康でない・不健康と思う）が16.3%、自死を毎週考えるが4%の回答で信じられないような数値です。医師の家族である両親・配偶者・子供等日常生活の犠牲も大きな問題であると考えます。健康と家庭生活を犠牲にして市民のために献身的	【答 弁 者】 市 長 病院長

に従事している医師の為に、国民全体で考える良い機会だと思います。「医師の働き方改革で導入された３つの施策」は(1)、労働時間短縮計画、(2)、時間外労働時間上限の特例、(3)、健康確保措置、とあり、(2)、の特例は年間1860時間を容認しています。まずこれを撤廃することが必然です。医師の業務改善で出来る事は(1)、診療時間の短縮の検討、(2)、診療時間内に患者・家族に説明等をする。これをすでに実地済みの医療機関は55.7%になっています。(3)、連続勤務時間制限や勤務間インターバル規制の実施です。(4)、厚生労働省は教育・研究は指示を受けた場合は本来業務に含まれる残業である。しかし自己研鑽は職務ではない事になっています。(5)、「宿日直許可」は宿直・日直の業務が軽ければ労働時間とみなさなくてもよい事になっています。(4)、(5)、の残業除外制度。これを利用しない事が長時間残業を無くす為には必要です。(6)、「タスクシフト」(業務移管)もやらなければならないことであります。やれる事からやらなくてはなりません。何より大切なことは医療の質を保つ為に働き方改革を市民・地域で考える必要があります。改革によって市民が受けるサービスが低下しても受け入れなければならないと考えます。影響は(1)受付診療時間の短縮。(2)救急医療が受けにくくなる。(3)待機時間等の長期化。(4)逆紹介の実施によるかかりつけ医の変更等があります。この様な協力は持続可能な病院運営と菊川市民病院で働く医師のためには市民の皆様は納得してくれると思います。2050年位までは全国的な医師・看護師・介護士の恒常的不足は続きます。医師と看護師待遇は良くすることはあっても決して今の水準を下げる事があってはならないと思います。そのうえで、経営の改善も図っていかなくてはなりません。市長の令和6年度施政方針で「公立病院経営強化プラン」では、令和6年度から4年間に実施する、持続可能な地域医療提供体制を確保するために必要な経営強化の取組を定めました。プラン策定のポイントとして、一般病床の削減のほか、繰出基準に基づいた原則基準内繰入、地方公営企業法の全部適用への移行検討、患者数の確保・診療単価の向上及び経費の節減などによる令和9年度の経常収支黒字化の実現の4つのポイントを踏まえた取組を推進していきます。とあります。それでは質問いたします。

質問1 強化プランでは「一般病床の削減」を第1ポイントに挙げていますが、削減はするのですか。

質問2 「繰出基準に基づいた原則基準内繰入」の基準繰入金額

は。

質問3 「診療単価の向上」で出来る事は何ですか。

質問4 4月から大学病院の派遣医師が引き揚げられることによる現状の医師数の減少はないですか。

質問5 菊川病院から医師の派遣はしていますか。

質問6 「宿日直許可」は宿直・日直の業務が軽ければ労働時間とみなさなくてもよい制度であるが、菊川病院はとり入れていますか。

質問7 受付診療時間の短縮は取り入れた科目はありますか。

質問8 連続勤務時間制限や勤務間インターバル規制の実施はしていますか。

質問9 診療時間内に患者・家族に説明等をする改善は実施済みですか。

質問10 タスクシフティング（業務移管）・タスクシェアリング（共同実施）は取り入れた実例はありますか。

質問11 逆紹介の実施によるかかりつけ医の変更は何件ですか。

質問12 医師の働き方改革を実施して市民から元に戻してほしい等の要望はありましたか。

質問13 市長は「公立病院経営強化プラン」では医師の長時間勤務には何も触れていませんがどのように解決するつもりですか。

質 問 者：西 下 敦 基	
質問事項 1：河川及び道路の愛護活動と管理	
【質問要旨】 地域における河川及び道路の環境整備は、景観の保持や防災・減災としての機能維持、道路における事故抑制などの効果が期待されています。河川の愛護活動は、行政と連携し、自治会やボランティア団体などにより草刈りや清掃活動などで各自対応がされており、大変ありがたいことであると思います。しかし、自治会によって地域差のある負担感や、少子高齢化や地球温暖化などにより、今後の持続可能性について多くの課題があると考えております。また、地域の住民の方からも河川の愛護活動について意見・要望としても聞くことが多々あり、何らかの改善をしていく必要性を感じております。近隣自治体でもこの問題は取り上げられており、菊川市においてどのような対応・対策をしていくべきなのか、市民の負担軽減や満足度向上さらには幸福実感度の向上に資するよう以下質問します。 最初に、河川愛護活動の現状確認として ① 河川の草刈りなどの愛護活動について、各自治会によって対応する面積や住民の役務の提供方法などに違いがあると認識をしているが、全体のどの程度の自治会が活動を担い、範囲の広い自治会はどの程度の管理を行っているのか、また、除草作業の意義や目的、作業方法や手順などはどのように依頼または指導をされているのか伺います。 ② 地域の除草作業においては危険が伴うことがあります。消費者庁へは、草刈り機を使用中の事故が、平成27年から令和2年3月末までの5年間に88件寄せられており、死亡事故なども発生しております。斜面での作業による転倒、近年の気温上昇がもたらす熱中症による体調不良やハチに刺されるなどの事例も耳にすることがあり、当市においての活動による事故の報告状況および住民に対する指導や保障体制について伺います。 ③ 河川の草刈りでの自治会等による愛護活動への支援や行政による委託事業などについて、各事業の内容および金額の推移について伺います。また、市民や自治会からの要望や意見などの把握方法と内容についても伺います。	【答 弁 者】 市 長

次に、自治会における除草作業の負担軽減について

- ④ 袋井市では「令和8年までに自治会の管理面積の平準化を進めていく」と11月の代表質問に対する答弁があり、このようなことを当市でも実施していくべきと感じているが見解を伺います。また、他市においては草刈りを業務とする職員を雇用しており、運用は市によって違いがありましたが、管理地区の多い所を補助することや、住民の要望に迅速に対応するために検討をしていくべきと考えますが見解を伺います。
- ⑤ ラジコン式草刈り機について、県においては袋井土木事務所によって貸し出しがされているが、要望が多くすべてに対応が出来ていないと聞いております。また、近隣市では購入またはリース契約をして自治会に貸し出しをするところが出てきており、台数も追加している状況と確認しております。ラジコン式草刈り機は効率性や安全性に優れており、当市においても活用を進めていくべきであると考えるが見解を伺います。
- ⑥ 住む場所によって草刈りの愛護活動の負担に差があり、活動をするにあたっては草刈り機（肩掛け式）の購入や更新を自費でまかなうという負担もされている現状があります。このような負担の軽減を図るために、草刈り機の購入補助や、草刈りの多い地区では、その地区センターなどでの貸し出しなどができないか伺います。
- ⑦ 他市においては有償ボランティアを募り「草刈り隊」などを発足させて草刈りなどの業務の委託を行っているところもあります。制度設計としては様々なタイプが見受けられていますが、このような取り組みを行い希望される自治会への支援につなげるようなことはできないか見解を伺います。
- ⑧ 支援を行うにあたり、自治会が求めるものと行政の行う支援のミスマッチを懸念しています。藤枝市では県や市、自治会で組織する河川環境保全対策協議会で協議をしているという情報があります。当市において、ライフスタイルの変化や価値観の多様化している現状に合わせ、このような組織で今後の在り方や、1%交付金の活用を含めた効果的な支援の検討を行っていくべきと考えますが見解を伺います。

次に、道路の愛護活動や管理について

- ⑨ 市内道路を車で走行していると、年に何度か草刈りの管理がされているが、道路と歩道の境には土や砂利がたまり、そこから草が繁茂し、通行の障害となることや景観が損なわれている場所が多々見受けられます。県道や市道に違いがあるとは思いますが、管理体制や実施の優先順位について伺います。
- ⑩ 道路や歩道に草や樹木が繁茂して環境に悪影響を与える中、このような草木を毎年除草するのではなく繁茂させない対策が各地でされております。雑草が成長する既設道路目地部へカッター機器を利用した道路防草対策の防草カッター工法、ポリエステル不織布に特殊改質アスファルトを一定量含浸させた目地雑草抑制シールを目地部の路面に完全密着させて雑草の繁茂を抑制する工法、高温水を利用して雑草の植物根のタンパク質の構造を破壊することにより植物根を死滅させて枯らす高温水道路除草システムなど、このような技法を利用して維持管理の小労力化や経費削減を進めていくべきと考えますが見解を伺います。なお、兵庫県西宮土木事務所では熱湯をかけて枯死させてコンクリートの隙間にシリコーンを注入して草を生えなくする防草方法の研究しており、実用化に向けて高圧洗浄機や温水噴射器などを使った施工法の案も寄せられているようであります。
- ⑪ 道路わきの斜面などの雑草の繁茂は歩行者の安全や景観に影響をあたえます。一部ではコンクリートを施行し対応がされておりますが、予算もある程度かかってしまい、なかなか進むものではないと考えます。このような場所の対策のために、自治会で要望などがあれば防草シートなどを支給して各自治会で管理されている場所へ施行していただくような対応はできないか伺います。また、素材が薄く耐久性・水密性が高く火にも強い、水をかけるだけでコンクリート面を作ることができる「コンクリートキャンパス」と言われるようなものも活用して対応ができないか伺います。

質 問 者：坪 井 仲 治	
質問事項 1：大規模地震災害に備えて	
【質問要旨】 1月1日午後4時10分頃、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する地震が起きました。震源は石川県能登地方で深さは16km、地震の規模を示すマグニチュードは7.6でした。阪神・淡路大震災を起こした地震や熊本地震のマグニチュードは7.3だったので、それよりも大きな規模です。地震波形を分析した結果、木造家屋に大きなダメージを与える周期1～2秒の揺れが強く、専門家は“阪神・淡路大震災を引き起こした地震に匹敵する”としています。最大震度7の揺れで多くの建物に倒壊するなどの被害が出ました。ビルも倒壊したほか、断水して津波の危険がある中で消火が遅れ、輪島市などでは大規模な火災も発生しました。 多くの建物が倒壊したことについて専門家は、2020年ごろから能登地方で続いている活発な地震活動の影響で、地震に耐えられる力が低下していたなどと指摘しています。今回の地震では、北東から南西に伸びるおよそ150キロの活断層がずれ動いたと指摘されています。1995年に阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震の活断層が50キロほどと言われている、長さだけを見るとその3倍にも及びます。 「土砂災害」による被害も多数発生しており、能登半島地震で土砂災害の被害を受けた建物は、少なくとも34か所にのぼり、8割以上が土砂災害警戒区域内だったことが分かりました。専門家は自分のいる場所が警戒区域か確認してほしいと呼びかけています。液状化現象による被害や、斜面の崩落による“河道閉塞”も確認されており、内灘町では、液状化現象が発生してビルが地面にめり込み、近くでは地割れが数本確認されたほか、地面が水平方向に2メートルから3メートルずれ動いたとみられるということです。一部の地域では地盤の液状化をきっかけに土が低い土地に流れ込む現象が起きていたことも分かりました。 消防庁の情報では、2月5日14:00現在での人的・住家被害等の状況は死者240名、負傷者1,531名、住宅被害30,538棟となっており、多くの避難をされた方が不自由で厳しい避難所生活を送られています。 今回の令和6年能登半島地震では、アクセス道路の寸断により1月8日のピーク時には合わせて3,300人余りが孤立状態となり、救助活動、支援活動等に遅れが生じました。インフラへの地震による被害も避難住民に与える影響は大きく、その復旧には多くの時間を要しました。地震の揺れや津波などによる直接的な被害で亡くなるのではなく、その後の避難生活などで病気などが悪化したり体調を崩したりして命が失われる「災害関連死」も多く発生しています。 南海トラフで発生が予想される巨大地震（東海地震、東南海地震、	【答 弁 者】 市 長

南海地震)に対して中央防災会議で「東南海・南海地震応急対策活動要領」が決定され、具体的な活動に係わる計画が示されました。「東南海・南海地震応急対策活動要領」には、救助部隊、消火部隊、応援部隊の派遣とその規模について記されています。

菊川市では災害対策基本法(第40条)の規定に基づき防災計画を策定しており、地震対策編では被害想定から復旧・復興対策までが記されていますが、今回の令和6年能登半島地震では、数多くの地震災害における問題点が取り上げられています。菊川市の地震災害への対策の現状と、これから取り組むべき施策について伺います。

問1 避難所について

一連の地震で、石川県内では1月3日午後3時の時点で355か所の避難所が開設され、あわせて3万3,000人余りが避難をされました。各地の避難所では、食料や物資が不足しているということで、支援を求める声が相次いだそうです。石川県能登町では、人口の3分の1ほどにあたる、およそ5,200人の住民が避難所に身を寄せたそうですが、このうち能都中学校では、停電や断水が続く中、備蓄していた食料が1月2日の夜に底をついたということです。1月3日に配布できたのは、国から届いたパンや民間の事業者が差し入れた雑炊だけだったということです。能登町によりますと、地震の規模が大きかったことや年末年始で帰省していた人たちが多くいたことで避難者が想定を大幅に超えているため、物資の支給が追いつかない状況になったとのこと。一方、この避難所には自衛隊の給水車が到着し、水は確保できていたそうです。珠洲市の避難所では水や食料などの物資が不足していて、避難した住民たちが壊れた自宅から水や野菜などを持ち寄り、炊き出しを行うなどして過ごしたそうです。支援物資が被災地に届くまでには時間が掛かる事を想定した各家庭での飲料水、非常食等の備蓄は必要です。避難所では、集団生活の長期化によって感染症のリスクも高まり、インフルエンザや新型コロナウイルス、ノロウイルスなどの感染が心配されます。

菊川市では避難所を運営するための資機材も相当数備蓄されていると思いますが、レベル2の地震が発生した場合には避難者数も多くなり、備蓄している資機材では不足することが予想されます。現在の備蓄に対する考え方と、今後、備えていかなければならないものについて伺います。

問2 避難所運営について

東日本大震災の教訓を受けて災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月)」が策定されました。この「指針」に基づき、市町村が取り組むべき、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認

し、災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、実施すべき対応業務（19項目）をチェックリスト形式で取りまとめた避難所運営ガイドラインが策定されました。これを受けて菊川市に於いても、避難所運営マニュアルが作成され、避難所運営の基本方針、避難所の開設から撤収までの流れ、各運営班の業務等が記されており、この避難所運営マニュアルを参考に各地区の防災連絡会が避難所運営マニュアルを作成しています。今回の能登半島地震で、「女性や乳児の安心なおざり」という見出しの記事がありました。それは、女性用の肌着や生理用品が他の物資と同じように並べられていた避難所があったそうです。菊川市作成の避難所運営マニュアルにも記載があるのですが、避難所運営委員会の構成員選出の際の注意点には、「構成員の女性の割合が3割以上になるよう務める」「会長・副会長のいずれかに女性を選出するよう務める」とあり、女性目線での避難所運営が可能になることを目指しています。

男女共同参画についての質問で自治会役員等への女性役員の積極的な登用について申し上げましたが、現在の防災連絡会及び避難所運営委員会における女性役員（構成員）登用状況と今後の目標について伺います。また、避難所の運営に関して、改善して行かなければならない事について伺います。

問3 災害対策本部について

菊川市防災対策強靱化事業基本計画により、市役所本庁舎から独立した災害対策本部棟が新設されます。災害対策本部の役割としては、被害状況の把握、資源の確保と分配、対応方針の決定、広報活動、組織部門間の調整があり、菊川市地震災害警戒本部運営要領に従って運営されます。災害時には迅速な対応が必要なことが多くありますが、行政は縦割りになっていることが多く、縦割りの壁を越えて、横断的に業務をしていくための調整を行うことも、災害対策本部の役割になります。また、大規模な災害になればなるほど、様々な協力機関が入り乱れることにもなるため、それらの組織との調整も重要になります。災害対策本部は、いざ災害が起きた際に迅速な災害対応を行うためには、必要不可欠な仕組みといえます。しかし、近年起きた災害から、いくつか課題も指摘されています。1つは、災害対応を想定した人材育成が行われていない点で、地方自治体の職員は、平時の業務に加えて災害時の業務という2つの役割がありますが、そのことの認識が甘いという指摘も上がっているそうです。地方自治体は災害対応を念頭に入れた、職員の人材育成を充実する必要がある、それに伴って、災害対応のための組織体制も、十分に検討しておく必要があります。災害時のための部局編成も、あらかじめ考えて置き、特定の部局に業務が偏らないように、柔軟な体制を構築しておく必要があります。東日本大震災の時には、24時間体制が約3か月

続いた自治体もあったそうです。長期化する業務に備え、職員の勤務体制を検討する必要があります。

今回の能登半島地震の状況を踏まえて、行政の大規模災害への対応等で反映すべき施策等がありましたら伺います。また、菊川市防災対策強靱化事業計画で災害対策本部棟の建設が予定されていますが、工事完了後の菊川市の災害対策本部体制の改善等の施策について伺います。

問 4 水道について

能登半島地震では生活を支える水道に甚大な被害が生じました。地震発生から1か月後の水道の復旧状況は、東日本大震災や阪神・淡路大震災では8割あまり、熊本地震ではほぼ完了していましたが、今回の令和6年能登半島地震では、一時は石川県内19市町のうち、16市町の9万5千戸以上で断水が発生し、2月5日現在で、およそ3万8,800戸で断水が続いています。断水が長期化し、トイレや洗濯、入浴が制限されるなど厳しい環境での避難生活が続いています。水道に甚大な被害が発生した要因として、財政難もあり耐震化されていない水道管が多いために損傷が続出したとのことで、災害リスクを踏まえた効率的な整備が求められます。

菊川市の令和2年3月末現在での耐震化率は、配水場は100%ですが、本管は51.6%で本管の約半分の耐震化工事が完了していません。令和6年度の事業として、老朽化した水道基幹管路の更新・耐震化等が計画されており、今後、耐震化率の向上により地震災害に強い水道施設になっていくことが期待されます。水道施設の耐震化により地震による漏水等の発生は少なくなっていくと思いますが、断水の発生の可能性はありますので、断水に対する対応も考えて置く必要があります。

菊川市の水道管耐震化の今後の計画と漏水発生時の対応及び貯水等の施策について伺います。

問 5 耐震診断について

能登半島地震では、多くの人々が倒壊した家屋の下敷きになるなどして命を落としました。平成7年の阪神大震災以降、国は住宅などの耐震化の重要性を訴えてきましたが、過疎地の住宅の老朽化や耐震化の遅れなどが被害拡大を招いた可能性があると言われています。全国的にも耐震性が十分でない戸建てが数百万単位で残されており、同様の被害が繰り返される懸念は払拭できていません。

菊川市では、TOUKAI-Oプロジェクトで、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に専門家による無料の耐震診断を実施しており、耐震補強工事が必要な場合には、耐震補強の設計費用と工事費用に補助金が交付されます。耐震診断を受けた方

は、耐震補強の設計までは実施するそうですが、工事費用が金具だけで収まる工事であれば比較的安価で済みますが、瓦の葺き替え等の工事を伴う場合は補助があっても工事費用が高額になるため断念される方も多いようです。地震から住民の命を守るためだけでなく、周辺への延焼や避難ルートの遮断などを防ぐためにも住宅の耐震化は重要な役割を果たすとされています。

専門家による耐震診断で、耐震工事が必要と診断された家屋の耐震化工事の実施率について伺います。また、工事費用が高額になり耐震化工事を断念された方の為にも、補助上限額の見直しが必要と考えますが、補助金の上限引き上げの可能性について伺います。

問 6 災害廃棄物について

専門家によると、今回の地震で生じた石川県の災害ごみは80万トン以上と推計され、その8割が能登半島北部で発生したとみられるそうです。中でも珠洲市で発生した災害廃棄物は、年間発生量の64年分に当たるとのことです。現在、災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携により、撤去作業が進められていますが、災害ごみは道路をふさいで車両の通行を阻み、復旧作業に必要な資材の搬入などに支障をきたします。また、長期間放置されれば、悪臭や害虫が発生し、衛生面の問題が生じるとともに、ストーブの灯油タンクなどから火が出る心配もあります。

菊川市の災害廃棄物処理計画では、レベル2の地震での災害廃棄物の発生量を115万トンと想定して仮置き場の必要面積から候補地数を決めています。その設定は余裕のあるものとなっており、災害廃棄物の仮置き場へのアクセス道路の寸断が発生しても、候補地が複数設定されていることにより、フレキシブルな対応が可能になると考えます。また、この災害廃棄物処理計画には、対象となる廃棄物が列記され、有害物・危険物の適切な処理および腐敗性廃棄物の優先処理についても記載されており、安全確保と環境保全を考慮したものとなっています。

今回の令和6年能登半島地震の被害状況等の全容は判明していない段階ですが、現時点で災害廃棄物処理計画に反映すべき事案について伺います。

問 7 訓練について

菊川市では、自主防災会・地区防災連絡会を対象とした、総合防災訓練・地域防災訓練を多くの市民の皆さんが参加をして実施しています。避難所の開設・運営訓練については、モデル避難所を決めて防災関係機関と連携した訓練を実施していますが、避難所運営委員会による訓練は定期的にできていないのが現状かと思います。また、避難所運営マニュアルが策定されていない避難所運営委員会もあるようです。避難所運営マニュアルを定めて各

運営班の役割をしっかりと決めておくことがスムーズな避難所の運営に繋がると思います。

執行部は、総合防災訓練・地域防災訓練・原子力防災訓練以外に、職員参集訓練を行政の防災力向上を目的として定期的を実施しています。災害本部は、あらゆる状況に対して的確な対応が要求されています。限られた通信手段・要員・電源等により現場の状況を判断して対応策を立案するためには、知識と経験が必要ですが、経験の部分は訓練に頼らずを得ないと思います。そのためにも、実践的な訓練を積み重ねることが大切です。

地区防災会の避難所運営訓練の実施率および避難所運営訓練と執行部の防災訓練の今後の在り方について伺います。

問 8 企業等との災害時支援協定について

「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」で緊急的な燃料供給を円滑に実施する為に静岡県石油業協同組合菊川支部と締結した「災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定書」がありますが、災害発生時の支援等に関する地元企業等との協定の締結について、現状と今後の災害に関する協定の締結についての施策について伺います。

質 問 者：東 和 子	
質問事項 1：男性の育児休業取得促進事業の取組み状況について	
【質問要旨】 内閣府男女共同参画局では、男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）の取組みを推進しています。男性の育児休業取得率は長期的に上昇傾向にあるものの、厚生労働省2017年度（平成29年度）雇用均等基本調査では5.14%にとどまっており、育児休業をはじめとする両立支援制度を利用する男性は少ない状況です。3歳未満の子どもを持つ20～40歳代の男性正規被雇用者のうち、育児休業を利用したかったが利用できなかった人が3割にもものぼり、育児休業を希望してもなかなか取得できない実態があります。育児休業を利用しない理由として、業務が繁忙で職場の人手が不足して、育児休業を取得しづらい雰囲気、など職場の要因が理由の上位に挙げられています。勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中で、男性も子育てができる環境作りが求められています。男性の育児の促進は、育児をしたいという男性の希望の実現だけでなく、配偶者である女性の継続就業や、第2子以降の出産意欲にも良い影響があるという点で、大変重要です。また、企業にとっても、ワーク・ライフ・バランスの実現は、優秀な人材の確保・定着にもつながる重要な経営戦略の一つといえます。厚生労働省2021年度（令和3年度）雇用均等基本調査では、男性の育児休業取得率は13.97%となり、2010年度（平成22年度）のイクメンプロジェクトのスタート当時の状況からは進展しているといえるようですが、令和5年6月13日内閣官房から出された「こども未来戦略方針」では、新たに、公務員の男性の育児休暇取得率の目標を、2025年（令和7年）には、一週間以上の取得率を85%（民間は50%）、2030年（令和12年）には、二週間以上の取得率を85%（民間は85%）と、新たな目標を掲げています。まずは、公務員から見本を示していくことも必要だと考えます。本市においては、市職員を始め、男性の育児休業取得を積極的に勧められていると見ていますが、その取組みについて伺います。 質問 1 民間企業では、労働環境が整っている企業ほど学生や転職希望者が入社を希望する傾向にあると言われますが、労働時間はもとより、健康を守るため、市役所職員への勤務間インターバル導入の予定はあるか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質問 2 市役所職員の男性育休の取得率向上のためにどのような取り組みを行い、また管理職との関わり等について、どのように取り組みがなされているか伺います。 質問 3 市役所職員で、男性育休を取得した人がある際、その人の周囲へのフォローが大切と考えますが、どのような対策がなされていますか伺います。 質問 4 男性育休の取得は少子化対策への対応としても有効になると考えますが、個人の意識変革のみならず事業者の理解と取り組みも必須と思われますが、菊川市として、市内の事業所向けに研修等や情報提供をしていますか。また、その予定があるか伺います。 質問 5 母子手帳交付の際や、行政が行う父親学級や母親学級などで、産後うつの危険性や男性育休の重要性についてどのように伝えているか伺います。 質問 6 職場全体で働き方改革を実施すると、男性育休が約 2 倍になるというデータもあり、男性育休取得率や少子化対策として働き方改革は大切と考えます。また、厚生労働省が令和 5 年度予算額において、1.3 億円を男性の育児休業取得促進の周知、広報、支援に充て、また、両立支援等助成金として、子育てパパ支援助成金 55.4 億円、育児休業等支援コース 38.7 億円が、令和 5 年度予算にあります。これらの助成金を活用して男性の育休が取得されやすい環境を整えていくことが大切と考えますが、菊川市としてどのように考えているか伺います。	
---	--

質 問 者：内 田 隆	
質問事項 1：市有財産の明確化	
【質問要旨】 現在、登記簿上菊川市であったり、継承登記をすれば菊川市となる土地の中に、色々な経緯の中で、全ての市民が共有する純粋な土地と、昔から特定地域の人が管理運用している土地、地縁団体としての組織が無いため自分達が行政に土地代を寄付して行政の名義で登記した土地、そして自治体の合併条件として認められた財産区の土地があります。 財産区は、特別地方公共団体として決められた運用をされていますので問題はありますが、それ以外の昔からの共有地や地域の人達のお金で購入した土地は、法律上の権利は無い慣例で行なわれているだけです。市有財産の明確化と地区財産の権利保持のため、5年前に同様の質問をした時の回答では、こうした市有たる区有地は47団体で192万592㎡あり、具体的なお金の動きとしては、ゴルフ場や太陽光発電施設等に利用されている。その賃料は登記名義人である菊川市に入り、自治振興費としてその自治会へ支出をしていますし、市道改良等で区有たる土地が関係した場合は、同一名義のため登記上の移動や売買によるお金の動きはなく、自治振興費だけが執行されています。登記上は同じ菊川市のため、純粋な区有地なのか、市有たる区有地なのかは、財政課に保管してある市有たる区有地台帳で確認できるので困らない、とも回答されています。私はこうした菊川市の現状を見た時、「市有財産は全て市民全体のもの」の原則である中において、特定の地域の人達だけでその権利を有したいなら地縁団体等を活用し、その団体で権利と義務を果してもらい、明確な市有財産の確立をすべきと考え次の質問をします。 質問 1 市有たる財産は、全て全市民の共有財産の原則論だけでは合併の推進が難しいために出来た財産区制度である以上、現在のようにその制度以上の型での運用を指摘された場合、反論できる根拠はあるのか伺います。 質問 2 平成の合併の時の財産区は、高橋財産区と内田財産区とのものであるが、小笠町菊川町が誕生した昭和の合併の時は、財産区はどのようになっていたのか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質問 3 菊川市の財産台帳は、市名義の土地から財政課が保管している市有地たる区有地分を引いたものとの回答を受けているが、市民全員が共有できる明確な財産台帳を整備すべきではないかと考えるが、見解を伺います。

質問 4 財産の確定をしようとする場合、財政課が保管しているという市有たる区有地の台帳は、地区が所有する台帳と整合が取れている等、精度と管理が大変重要であると思うが、実態はどうなっているのか伺います。

質問 5 今後も特定地域の人達の財産は認められていくことが必要と考えているなら、地縁団体制度を積極的に進め、義務も出て来るが、地域も安心していられる方法を指導すべきではないかと考えるが、見解を伺います。

質 問 者：内 田 隆	
質問事項 2：保育施設への支援	
【質問要旨】 新聞紙上で各自治体が令和 6 年度予算を発表しているが、多くの自治体が子育て支援をうたっています。人口減少社会に入り、人口確保は行政運営上、最重要課題であり、自治体毎各種施策が打ち出されています。人口確保のためには自然増と社会増がありますが、菊川市に住み続けてもらったり選んでもらったりするためには「安心して子育てが出来るまち」と感じてもらえるまちでなければならないと思います。こうした自治体になるためには幾つかの項目があると思いますが、民間の保育施設が今後も施設運営や環境整備が出来、就学前の子ども達が健やかに生活する為の支援もその 1 つであります。御承知の通り、民間の保育施設は特別なものの実費を除けば、行政からの給付金と各種の補助金を財源に運営をしています。この大部分を占めます運営費は、才児別に決められた 1 人当りの単価に保育人数を乗じた額が交付金として入って来ますので、保育人数の増減は運営に大きな影響を与えます。しかし、進む少子化により保育対象人数も減少し、各園は今後の経営に大きな不安を持っています。一時期菊川市でも待機児童が多く発生し、大きな問題になりました。行政は 1 人でも待機児童を減らすため、各保育施設に協力を依頼し、施設側も施設面積と保育士等の条件を整えば、定員を大きく越し保育単価のペナルティーを受ける覚悟をしてでも、保育を希望する子どもが居れば対応をして来てくれました。 私はこうした民間施設の協力と努力によって、菊川市の幼児保育は発展維持されて来たと考えています。 そのような中、令和 7 年度には小笠北幼稚園が老朽化を主な理由に、7 億 6 千万円の費用を掛け、認定こども園としてスタートしようとしています。しかし、老朽化が進み改築を必要とする園はまだ市内に数園存在しています。すでに改築された園も、いつかは大規模改修や改築を必要とする時期が来ます。新しい施設だけが全て良いとは考えておりませんが、市内の子ども達が同じ環境の中で育って行ってもらう為には、ある程度のレベル基準の確保は必要であると思います。民間としての経営も大事ですが、それ以上に菊川市としてのすばらしい保育に力を注いでもらいたいと考えます。 長い歴史の中で、菊川市の保育は、行政としての独自の支援により官民が協力し合って進めて来た経緯を見れば、今後もそうあるべきであります。 その為には、先程申しました通り、保育事業所が保育に専念できる支援体制が必要と考え、次の質問をします。 質問 1 今日まで菊川市の未就学世代の育成を担って来た保育園	【答 弁 者】 市 長

や認定こども園の将来について、どのような考えを持っているのか伺います。

質問 2 園舎の改築には多額の費用がかかり、現在の給付金と、更に進む可能性のある少子化の中では、制度的補助金と現在の市独自の補助金制度では、よほどの基金が無い限り事業実施は困難な状況にあると思うが、どのような考えを持っているのか伺います。

質問 3 現在、市でも単年度のものとして国県等の補助への上乗せや、菊川市単独の補助制度により幼保施設の支援を行っているが、その内容は施設を運営する側の立場に立っての支援になっていると思うか伺います。

質問 4 民間施設の運営は、給食費等一部、父兄の負担金収入はあるが、それ以外のほぼ全額を、園児 1 人当りの給付金と各種事業への補助金で賄われている。民間施設の運営経費は、厳しい状況であり、公営施設の運営が、必要な事業費を確保できている点と比べ違いがあると感じる。このことについて、市は、どのように考えているか伺います。

質 問 者：内 田 隆	
質問事項 3：「ゼロカーボンシティ宣言」の対応	
【質問要旨】 化石燃料の大量使用によるCO₂の影響で、地球環境の悪化により温暖化が進み、猛暑、大雨、大型台風等、様々な悪影響が出て来ています。ほとんどの国がCO₂の増加により地球環境が悪化し、日常生活までおびやかされていることについては理解していますが、いざ具体的対策となると、利害関係が優先して削減にはなかなか進んで行きません。そのような中、菊川市は令和5年2月「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。これは地球温暖化対策にも、今後積極的に取り組む菊川市の姿勢を示したことで、大変素晴らしいことであると思います。しかし、化石燃料に頼り経済発展を続けて来た社会環境の中で、目標とする2050年カーボンゼロの世界を実現するためには、よほど大きな指導力や規制、公共の支援、そして市民や企業の協力が無ければ実現は難しいと思われます。そうした中で、まずは菊川市が直接関係するものはもちろん、間接的に関係するものに対しても、宣言実現のための努力がどうされたかは、市の姿勢を評価する上でも大変重要なことだと考え、次の質問をします。 質問 1 現在の市が、計画的なものも含め直接的事業として執行している橋上駅舎化事業、小笠北認定子ども園建設事業、災害対策本部棟を含めた堀之内体育館建設事業について、それぞれがゼロカーボンに向けた取り組みとしてどのような内容のものが取り入れられているか。また、ゼロカーボンに向けた取り組みを考えない場合との差異があったのか伺います。 質問 2 県の事業ではあるが、建設地が市内である食肉センターにおいては、ゼロカーボンに向けた取り組みとしてどのようなものが導入されようとしているのか。また、それは宣言を実現するための理想とする形のものと差異があったかを伺います。 質問 3 掛川市との組合事業である環境資源ギャラリーは、ゴミを焼却処理することが目的の施設であり、環境には1番敏感な施設になると思うが、市長はゼロカーボンに向けた取り組みにどのような構想を持ち、掛川市との協議を進めようとしているのか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者： 織 部 ひ と み	
質問事項 1： 認知症対策への取り組みについて	
【質問要旨】 昨年通常国会において超党派の合意による議員立法として「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下認知症基本法）が成立し、2024年1月1日施行されました。 目的は認知症の人を含めた国民1人1人がその個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することです。認知症になっている本人とその家族、そして認知症になるかもしれない全国民1人1人の今後の生活と人生を守る礎となる法律とされています。基本的施策に、国民の理解増進、バリアフリー法の推進、社会参加の機会確保、65歳未満の若年性認知症の人への支援、家族らへの支援が挙げられます。そこで認知症の方との共生社会を推進するための菊川市の取り組みについて伺います。 質 問 1 高齢化に伴い認知症になる方は増えてきており、65歳以上の認知症の方は2012年には全国で約462万人でしたが、2020年には約602万人に増加しました。今後、2025年には約700万人で65歳以上の5人に1人程度が認知症になると予測されています。（厚生労働省の資料より）また、40,50代の働き盛りの若年性認知症の方も増えております。いつ誰が認知症になっても当事者や家族らが安心して暮らせる環境づくりが喫緊の課題であります。 菊川市では、市民が必要な認知症に関する正しい知識や理解を深められるように認知症対策として、出前行政講座での認知症サポーター養成講座の開催、認知症の方とその家族の集いを実施するなど、様々な取り組みをされてきたところですが、認知症対策の現状と新たに成立した「認知症基本法」の対策への取り組みについて伺います。 2 認知症を扱っている幾つかの情報サイトには、認知症なのかをチェックするページを設けるところがあります。県や市町のホームページにそのようなサイトを開設しているところもあります。藤枝市では昨年ホームページにサイトを開設されました。本市においても同様なサイトをホームページに開設をする考えを伺います。	【答 弁 者】 市 長

3 認知症の方が安心して他の人々と暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するための施策について、認知症の周辺症状の一つである行方不明についてですが、2022年に全国の警察に届出があったのは延べ18,709人でした。認知症に限定した2012年以降統計を取り始めてから1.95倍と過去最多とのことでした。所在の確認までの期間は77.5%が受理当日で、99.6%は一週間以内とのこと。491人は徘徊中に事故にあったり、急に具合が悪くなったりして亡くなったとのことです。（警察庁生活安全局資料）早期発見が重要であることが分かります。そこで地域での見守りが重要であると考えます。今後認知症の方が増加してくる中、家族には日常生活や社会生活を送るうえで不安を抱えることになります。そのような中、地方自治体では認知症が起因して予期せぬ事故が起きてしまった際の賠償責任保険を導入する自治体も増えてきております。菊川市において、このような保険の導入についてどのように考えるか伺います。

4 平成19年に愛知県の大府市で徘徊により、鉄道事故が起き、平成30年に「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定しました。昨年4月には兵庫県三田市でも「認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例」が制定されました。このような条例制定が徐々に広がりを見せており、「認知症基本法」の成立を契機に条例制定をする自治体が増えてくるものと思います。「認知症基本法」の趣旨を広く市民に知っていただく意味でも条例制定は必要ではないかと思えます。菊川市の考えを伺います。

質 問 者： 渡 辺 修	
質問事項 1： 地域計画にも影を落とす深刻な茶業情勢	
【質問要旨】 期待したお茶の年末商戦後、各方面から聞き取りをすると、やはり令和6年の茶業は昨年以上の厳しさが予想されます。買い支える茶問屋さんが軒並み苦しい状況だと伝わってきます。昭和の後半から平成の前半、茶工場は順調に経営され、解散時のための内部留保も蓄えていました。長期に渡り低迷する茶業は、茶工場の内部留保も食い尽くし、解散するにも工場解体、機械処分する余力も無く、身動きできない状況に陥る方向にあります。また、工場敷地が借地であった場合、工場解体処分の上、更地にまでしなければなりません。さらにハードルが高くなります。 地域計画の進む中、最近三沢地区の道沿いの優良茶園が、広範囲に抜根され野菜畑に変わろうとしています。三沢地区は生葉農家の経営状況で市内上位の場所でした。この地区での優良茶園が野菜へ転換される現実、低迷する茶業を象徴するものです。地域計画でこの数年間で位置づけられた農地の状況が、さらに低迷する茶業により再検討の方向に進んでいくようではありません。他作物に転換できる茶園の他に、茶業者が放棄したらそのまま荒廃農地と化す茶園が増えていく可能性が高いと考えます。 客観的に見てお茶の需給バランスは崩れていると考えられます。茶業者は何年も前からお茶の消費が減っても、いつかは生産量がそれ以上に減り、茶業情勢は売れて市場に転じ必ず回復する、と信じて歯を食いしばって頑張ってきました。残念ながら需給のバランスが変わることは無く、年々状況は悪くなり、次々と廃業する茶工場茶業者が後を絶ちません。しかし、同じく苦しい状況は、荒茶を仕入れる側の産地問屋、消費地問屋、小売店、通販会社も同じ立場なのです。営業を続ける限り仕入れるお茶は必要となってきます。彼らも競争を勝ち抜くために「他店に負けないお茶」を世に出さなくてはなりません。各仕入れ先は、これなら勝ち抜けるお茶を製造してくれる精鋭の茶農家を抱え込もうと考えます。そのため、頑張る茶農家は毎日取引の場に出向き、どんなお茶の評価が高いのか、自分のお茶の出来はどうだったのか、その日評価の高かったお茶としっかり比較し、茶農家同士意見を交換する事から朝が始まります。栽培状態は万全だったのか、製造に落ち度は無かったのか、朝の拝見盆の見本茶には総てが正直に現れます。そこにラッキーは存在しません。積み重ねた栽培技術	【答 弁 者】 市 長

が新芽に現れ、同じく積み重ねた製造技術が荒茶に現れます。この残るべき素晴らしい荒茶を製造する精鋭農家の皆さんの、一人ひとりの取り組む真剣な顔が、私の脳裏には今もくっきり浮かんでいます。そしてその努力の結果、彼らの作り出すお茶は、本当に素晴らしく、賞賛されるべき物です。本来彼らはその技術の対価を正当に受けるべき存在であるのです。毎年のように肥料、農薬などの資材、燃料、機械、総て値上がりし、コストは確実に上昇し続けています。コストを単価に転嫁するどころか、相場により売り上げは下がり続け、その差額収益も当然下がり続けています。仕入れ先に頼りにされるお茶を製造でき、必要とされている優秀な茶農家が経営の余力を失い始めています。必要とされない売り場のないお茶が、商談がまとまらず売れ残ることにより相場が崩れ、その影響が上位のお茶の値段の足を引っ張る要因となってしまうています。伝統ある菊川の深蒸し茶を守るために、茶の生産量を減少させる方向に舵を切ることも必要なのではと考えます。

また、緑の食料戦略における有機栽培の目標値である25%ですが、その達成のためには、有機栽培技術の工場は勿論大切ですが、出口戦略が伴わなければ、有機栽培茶は作っても行き先が不明になってしまいます。単に有機栽培してお茶を製造しても美味しいとは言えないのが実際です。有機栽培茶を選んでくれる消費者は安心を買っているのです。その売り先をまず確保し、計画的に有機栽培をしていかなければ成立しません。最もやっかいな農薬のドリフト問題を回避する手立ても確実なものにするためにも、地域計画の中に、所謂農地の配置や隔離が織り込めればと考えます。また、除草剤も使えず、除草作業の助けになっていたシルバー人材センターの人員不足が、農家の雇用問題に影を落としています。以上のことを踏まえ以下質問します。

1. 今年の茶業の展望を伺います。
2. 直近5年間で市内の茶農家数、茶工場数の減少はどのくらいか伺います。
3. 積極的に茶園を他作物に転換していくために、土地を必要とする大手野菜法人等に働きかけていく事はできないか。工業団地への企業誘致と同じ感覚で動けないか伺います。

4. 昨年の肥料高騰対策、本年の国産タブレット肥料補助金、ともにコスト高に苦しむ茶農家には大変な力になりました。国から補助が無かった場合でも、市単独で低い補助率でもなんとか今年も肥料高騰対策ができないか伺います。 5. 菊川市内で有機栽培を手がける農家、工場はどれくらいあるのか。その有機栽培茶の販売先はどのようなになっているか伺います。 6. 解散、解体したくてもできない茶工場の処分の後押しはできないか伺います。 7. 雇用就農資金は有効に使われているか。また、市内の実績はどのようなになっているか伺います。 8. 農家の減少と水の使用量の低下により、土地改良区における水源地の維持管理が難しくなるが、対策はあるのか伺います。	
--	--

質 問 者：横 山 陽 仁	
質問事項 1：駅北開発の進め方について	
【質問要旨】 菊川駅のイメージを変える、利便性の向上について、我々は事業の遂行について承認し、現在JRによる工事が着々と進められ、令和 7 年の南北自由通路、9 年の駅のリニューアルオープンに向けて進んでいる。 我々はこの時に条件ではないが、要望として駅北を開発しなければいけないとした。 駅の乗降客数は増えない、駅に大きな投資をしてリニューアルする必要はないという反対者が何度も請願を出したことはまだ記憶に新しい。 私はかねてより、駅のリニューアルになるべく近い時期に駅北を開発し、住宅団地や新しい商業地を作り、税収増に貢献して欲しいと願っている。 しかしながら、地元地権者との協議会の進行状態や民間主導の開発などといった話はあるが、どんな街づくりを進めたいかという肝心な中身と、いつまでに作るのかというスケジュールが全く見えてこない。 そこで、進め方と今後のスケジュールについて確認を含めて質問する。 1. 民間開発の考え方について伺う。 2. デベロッパーと事前にヒアリングした感想について伺う。 3. 地権者が自発的に土地改良事業を施工するのか伺う。 4. 地権者の中に自分たちで区画整理を行いたいと考えている者がいるのか伺う。 5. 一部の地権者の買い取って欲しいという声を聴くが、どのくらいいるのか伺う。 6. 地権者の協議の方向性について伺う。 7. 地権者の協議をまとめる時期について伺う。	【答 弁 者】 市 長

8. 開発業者が開発行為を申請する形をとるのか伺う。 9. この場合、開発業者と地権者の関係をどのように考えているのか伺う。 10. 磐田市美登里町の場合は、全て民間デベロッパーが行った。その事業について視察したが、同様の方式は本市ではできないと感じた。それは土地単価が安いため、開発業者にとって魅力がないのではないかと考える。この方式についての見解を伺う。 11. 下流の下前田川の流下能力が低い点が気がりであるが、治水対策等、考えがあるか伺う。 12. 駅北は大きな開発ではなく50戸程度の小規模の方が合っているのではと考えるが、市の見解を伺う。 13. 西方川に流入させる区域も含めて街づくりを考えたらどうか伺う。 14. 開発全体の終了時期はいつごろを予定しているのか伺う。 15. 駅北開発は国道1号線にどのように繋ぐという点も重要と思うが見解を伺う。	
---	--

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 1：人口減少対策に向けた関係人口、定住者増について	
【質問要旨】 令和 6 年度の施政方針では、人口減少の現状を踏まえ、「転入者数や定住者数を増やすことなどで人口減少の緩和を図るとともに、少子高齢化に柔軟に適応していく持続的なまちづくり」への挑戦が謳われています。昨年 4 月の内閣府調査によると東京圏在住の 20 歳代のうち 44.8% が地方移住へ関心を示しており、国土交通省国土審議会においても「移住・二地域居住等促進専門委員会」が組織されるなど、関心の高まりが感じられます。 一方で、見知らぬ土地に移住するケースは多くありません。若者世代のローカル志向の背景には、暮らし方や働き方に対する価値観の変容や、自分がしたいことと地域の課題解決策をすり合わせていく社会デザイン能力発揮の場所を求める傾向等があり、地域の特性を知ったうえでの移住が好まれます。そのため、縁戚関係があったり、仕事上のかかわりや NPO、ボランティアを通じた活動等で地域と交流したことがあったりと、交流人口、関係人口の中から移住するケースが多いことも指摘されています。 施政方針には、「地域資源を生かした観光の推進」が謳われておりますが、株式会社 JTB は、昨年 12 月 20 日に発表した「2024 年（1 月～12 月）の旅行動向見通し」の中で、2024 年の国内旅行者数は 2 億 7,300 万人（対前年 97.2%、対 2019 年 93.6%）と推計しています。厳しい経済状況を受け、国内旅行動向は昨年並みの水準であるものの、「すぐに行きたい」場所として 30.2% の人が「自然が多い場所」、29.1% の人が「公共交通機関やマイカー、レンタカーなどを利用して行く近隣の都道府県」を選んでいるなど、菊川市の豊かな自然や地域資源を生かした観光への取り組みは有効と考えます。まずは観光や地域課題解決等の交流を通じて菊川市を知って頂き、関係人口、交流人口を増やす中で、菊川市での暮らしを選んでいただくことが重要と考えます。 また、すでに菊川市に住んでいる市民へのアプローチも重要です。人口減少が進む地域では、住民が地域に誇りを持てなくなる「誇りの空洞化」や、何をしても地域は衰退するだけだという「あきらめ」に起因する主体性の欠如などが指摘されています。働く場所が限られている、交通の便が悪いといった外部条件が人口減少につながることも事実ですが、一方で関係人口との交流により、見落としていた地域の価値の再発見ができ、地域に誇りを持てる	【答 弁 者】 市 長

ようになったこと、新しい視点から課題解決の知恵を得られたことで地域が活性化した事例も報告されています。

関係人口、交流人口を増やして地域の価値を再発見し、転入者、定住者を増やすために、昨年に引き続き以下の通り質問・提案致します。

1. 「地域資源を生かした観光の推進」の具体策として、レンタサイクル事業や火剣山キャンプ場での事業を挙げています。レンタサイクル事業は昨年から実施されていますが、事業の実績、および関係人口増加に向けた成果について伺います。また、地域資源を生かした観光には、訪れたいくなるストーリー性や地元のご当地愛の醸成、イメージの磨きこみといったインナーブランディングの重要性も指摘されています。レンタサイクル事業におけるインナーブランディングについて、考えを伺います。
2. 令和4年6月定例会一般質問において、体験型観光の教育ツアーの取り組みについて、「主に学校関係者、県内・県外の修学旅行などに活用」していただくために、「お茶を中心とした体験型の観光ツアーの造成」を行ったとの答弁がありました。事業成果と今後の展望を伺います。
3. 三ヶ日には女性が活躍する農泊施設があり、地域の女性の活躍の場になるとともに、農業体験をしてみたい、自然の中でゆっくり過ごしてみたい、移住を考えたい、といったニーズに对应しているようです。2022年度の全国農泊者は2019年比で22万人増の610万8000人であり、県内でも御殿場市が台湾からの研修旅行客を受け入れ、体験プログラムの磨き上げに意欲を示すなど、国内外での需要が見込めます。民間の知恵を生かした農泊や移住体験に向けた取り組みは有効ではないかと考えますが、市の考えを伺います。
4. 神奈川県箱根町では、町民と行政が協力して一から空き家をリノベーションし、コワーキングスペースと移住体験併用の施設を運営しています。ほかにも、課題解決型観光の拠点づくりなど、空き家を活用した先進事例が散見されますが、空き家の利活用について、市の考えを伺います。

5. 若者の移住ニーズが高まっていることから、市の内外で若者の声を聞く場の創出は重要と考えます。施政方針には、「こども・若者参画協議会」の創設とプラットフォームの構築が謳われておりますが、展望を伺います。 6. ブラジル人学校などに通う外国籍のわかものをはじめ、異なる文化を持つ方が多いことも菊川市の特徴です。1月31日の「高校生まちづくりサミット」でも、日本文化とブラジル文化の交流について高校生から提言がありましたが、多文化共生の観点からの交流人口増加に向けた取り組みについて、市の考えを伺います。 7. 人口減少時代に対応していくためには積極的な市の魅力発信と共に、市民に「菊川市に生まれてよかった」「ここで暮らすことができよかった」と、なんとなくでも感じて頂くこと、誇りをもっていただくことが重要と考えます。交流人口、関係人口の先の移住・定住促進策と市民へのアプローチについて、市の展望を伺います。	
--	--